

ムーディーズ・ジャパン株式会社 ムーディーズ SF ジャパン株式会社 信用格付の取下げの方針 (MJKK/MSFJ Policy for Withdrawal of Credit Ratings)

Issued by: Compliance Department

Applicable to: All MJKK and MSFJ employees

Effective Date: August 6, 2018

I. 信用格付の取下げとは何か

ムーディーズ・ジャパン株式会社(「MJKK」)/ムーディーズ SF ジャパン株式会社(「MSFJ」)は、以前に信用格付を付与した債券もしくは金融債務、債券発行プログラム、優先株又はその他の金融商品について信用格付をとりやめた場合、その信用格付を取り下げる。適切かつ可能な場合、信用格付についての MJKK/MSFJ の現在の意見を反映するため、取り下げる前に信用格付を調整する。

注記:本方針及び付随する手順は、格付委員会が決定した信用格付について、その信用格付が発表されることのないまま、格付対象事業体とその販売を中止した場合には適用されない。この場合、債務は存在せず、信用格付は発表されていないため、信用格付を取り下げる必要はないからである。

II. MJKK/MSFJ が信用格付を取り下げうる理由

MJKK/MSFJ は、以下のいずれかの理由により、信用格付を取り下げる可能性がある。

- 1) 情報が不正確、不十分又はその他の点で不適切: MJKK/MSFJ は、(i)信用格付の根拠として利用できる情報が、事実に関する正確さ、量、品質のいずれにおいてであるかを問わず、格付対象事業体又は債務の信用力を効果的に評価するには不十分であり、かつ (ii)信用格付の根拠として利用できる情報を MJKK/MSFJ が将来入手できる見込みは低いと自ら判断した場合、信用格付を取り下げるものとする。
- 2) 破産/清算/債務再編/ストラクチャードファイナンス証券の償却: 格付対象事業体が債務不履行に陥り、破産手続を開始し、清算され、もしくは債務を再編し、又は証券化商品が全額もしくは一部償還され結果として残高がゼロになってしまった場合、MJKK/MSFJ として当該格付対象事業体又は当該格付対象事業体の債務の信用格付を維持することが有益又は必要でなくなる場合がある。

- 3) 再生型倒産手続: 格付対象事業体が、合併もしくは買収を含む再生型倒産手続の対象、もしくは当局により再編を余儀なくされることとなるか、又はその他の形態により政府の管理下に入った場合、MJKK/MSFJ として当該格付対象事業体又は当該格付対象事業体の債務の信用格付を維持することが有益又は必要でなくなる場合がある。
- 4) プール・ファクターの低下(ストラクチャード・ファイナンス案件についてのみ): 適用される信用格付の手法において、案件の裏付けとなる資産プールの規模が当該手法で定められている一定基準を下回った場合には信用格付を取り下げる場合がある旨表明されている場合、MJKK/MSFJ は信用格付を取り下げる場合がある。
- 5) 債務の満期又はプログラムの終了: 債務の信用格付は、債務の残高がなくなった場合、又はプログラムが終了となった場合に引き下げられる。これには、債務が満期を迎えた場合、繰上げ償還された場合、期日前償還された場合、債務もしくはプログラムの信用格付の発行及び発表は行われたものの、最終的に債務が発行されなかったかもしくはプログラムがクローリングに至らなかった場合、又は債務が格付対象事業体によってその他の形で償還された場合等をいう。信用格付の取下げは、債務の取引条件が変更された結果、適切となる場合もある。
- 6) ビジネス上の理由: 一定の状況下において、MJKK/MSFJ は、上記にあげた事態とは関係のない理由で、格付対象事業体又は債務の信用格付を取り下げる。MJKK/MSFJ が「ビジネス上の理由」により信用格付を取り下げたと示唆した場合、それは格付対象事業体又は債務者側のビジネス上の理由ではなく、MJKK/MSFJ 側のビジネス上の理由をいう。MJKK/MSFJ のビジネス上の理由は通常、発行体の信用力又は経営の質に関する懸念を反映したものではない。これらの状況において MJKK/MSFJ が信用格付を取り下げるかどうかを決定するときは、信用格付を維持することが市場参加者に与える情報の利益とそうした信用格付を維持し、モニタリングするのに必要となるリソースやその他のビジネス上の考慮事項を比較考量するよう努める。
- 7) 利益相反: 次のいずれかの場合、MJKK/MSFJ は信用格付の取下げが必要と判断する場合がある。
 - a) 信用格付の付与の決定、承認又はモニタリングのいずれかに参加した MJKK/MSFJ の従業員又はその家族が、信用格付の決定時点で、格付対象事業体又は関連する第三者に関して直接的な所有権を有していたことがあった、又は有していた場合。
 - b) MJKK/MSFJ の従業員又はその親族(配偶者並びに一親等内の血族及び姻族に限る)が、格付関係者の役員又はこれに準ずる者であった場合。
 - c) 信用格付の決定、承認又はモニタリングのいずれかに参加した MJKK/MSFJ の従業員が、格付手数料の交渉に関する社内規則に違反する行為をした場合。
 - d) 信用格付の決定、承認又はモニタリングのいずれかに参加した MJKK/MSFJ の従業員が、格付対象事業体又は関連する第三者との間で、禁止されている利益相反を構成しうる関係があった場合。

- e) 信用格付の決定、承認又はモニタリングのいずれかに参加した MJKK/MSFJ の従業員又はその家族が、贈答及び接待等に関する MJKK/MSFJ の社内規則に違反して接待を含む贈答を受けた場合。
 - f) MJKK/MSFJ 又は MJKK/MSFJ と関係のある事業体が、MJKK/MSFJ の方針及び手順に違反して、債務者又は格付対象事業体の企業構造もしくは法的構造、資産、負債又は活動について、債務者又は格付対象事業体、引受会社もしくはスポンサーに推奨を行った場合。
- 8) 公表ポイント・イン・タイム信用格付: 一部セクターにおける市場のニーズに応えるため、MJKK/MSFJ はその付与後可及的速やかに取り下げられる「現時点(ポイント・イン・タイム)」ベースの信用格付を付与することがあるが、これらは取り下げられるまではモニタリングの対象となる。
 - 9) 予備格付: 市場においてはまだ発行されていない案件の関連リスクについて、ドラフト段階の契約書類に基づいて格付委員会が判断できる場合、MJKK/MSFJ は時宜に応じて予備格付を付与することがある。すべての契約書類を受け取った時点で、あるいは市場において債務が発行されたときに、信用格付が最終的なものとなる可能性が高い。予備格付から本格付に移行した場合の予備格付の消滅は、取下げに該当する。その案件が近い将来クロージングに至らない、あるいは一部のトランシェが発行されないと予測される場合、当該予備格付は取り下げられる。
 - 10) 事務的な手違い: 社内の事務的な手違いにより付与された信用格付については、取下げを行う。
 - 11) 元本残高の全額償却: (ストラクチャードファイナンス案件についてのみ): 信用損失認識のため、ストラクチャードファイナンス証券の元本残高がゼロまで全額償却される場合は、取下げを行う。

III. 信用格付の取下げに関するアナウンスメント

満期及びプログラムの消滅¹以外の理由で信用格付が取り下げられた場合、MJKK/MSFJ は信用格付のアナウンスメントをリリースする。

用語の定義

本文書で使用されている用語で定義されていないものは、別段の定めがある場合を除き、金融商品取引法、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令及び金融商品取引業等に関する内閣府令又は最新のムーディーズ・ジャパン株式会社(「MJKK」)/ムーディーズ SF ジャパン株式会社(「MSFJ」)職務行動規範(「MJKK/MSFJ 規範」)に定める意味を有する。

¹ 繰り上げ償還、期日前償還などを含む

所管と改廃

本方針の所管はコンプライアンス部とし、その改廃はコンプライアンス担当取締役の承認をもって行うものとする。

附則

本方針(当初の名称は「信用格付の取下げのガイドライン(社内限)」)の施行は、2010年10月1日より実施される。

本方針の改定は、2011年6月8日より実施される。

本方針の改定は、2012年4月1日より実施される。

本方針の改定は、2016年6月6日より実施される。

本方針の改定は、2016年10月3日より実施される。

本方針の改定は、2017年2月6日より実施される。

本方針の改定は、2018年8月6日より実施される。

著作権表示(C)2018年 Moody's Corporation、Moody's Investors Service, Inc.、Moody's Analytics, Inc. 並びに(又は)これらの者のライセンサー及び関連会社(以下、総称して「ムーディーズ」といいます)。無断複写・転載を禁じます。

Moody's Investors Service, Inc.及び信用格付を行う関連会社(以下「MIS」といいます)により付与される信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の相対的な将来の信用リスクについての、ムーディーズの現時点での意見です。ムーディーズの刊行物は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の相対的な将来の信用リスクについてのムーディーズの現時点での意見を含むことがあります。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。信用格付及びムーディーズの刊行物に含まれているムーディーズの意見は、現在又は過去の実事を示すものではありません。ムーディーズの刊行物はまた、定量的モデルに基づく信用リスクの評価及び Moody's Analytics, Inc.が公表する関連意見又は解説を含むことがあります。信用格付及びムーディーズの刊行物は、投資又は財務に関する助言を構成又は提供するものではありません。信用格付及びムーディーズの刊行物は特定の証券の購入、売却又は保有を推奨するものではありません。信用格付及びムーディーズの刊行物はいずれも、特定の投資家にとっての投資の適切性について論評するものではありません。ムーディーズは、投資家が、相当の注意をもって、購入、保有又は売却を検討する各証券について投資家自身で研究・評価するという期待及び理解の下で、信用格付を付与し、ムーディーズの刊行物を発行します。

ムーディーズの信用格付及びムーディーズの刊行物は、個人投資家の利用を意図しておらず、個人投資家が投資判断を行う際にムーディーズの信用格付及びムーディーズの刊行物を利用することは、慎重を欠く不適切な行為です。もし、疑問がある場合には、ご自身のフィナンシャル・アドバイザーその他の専門家にご相談することを推奨します。

ここに記載する情報はすべて、著作権法を含む法律により保護されており、いかなる者も、いかなる形式若しくは方法又は手段によっても、全部か一部かを問わずこれらの情報を、ムーディーズの事前の書面による同意なく、複製その他の方法により複製、リパッケージ、転送、譲渡、頒布、配布又は転売することはできず、また、これらの目的で再使用するために保管することはできません。

信用格付及びムーディーズの刊行物は、規制目的で定義される指標(ベンチマーク)としてのいかなる者による使用も意図しておらず、これらが指標(ベンチマーク)と見なされる結果を生じるおそれのあるいかなる方法によっても使用してはならないものとします。

ここに記載する情報は、すべてムーディーズが正確かつ信頼しうると考える情報源から入手したものです。しかし、人的及び機械的誤りが存在する可能性並びにその他の事情により、ムーディーズはこれらの情報をいかなる種類の保証も付与することなく「現状有姿」で提供しています。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであること(独立した第三者がこの情報源に該当する場合があります)を確認するため、すべての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で又はムーディーズの刊行物の作成に際して受領した情報の正確性及び有効性について常に独自に確認することはできません。

法律が許容する範囲において、ムーディーズ及びその取締役、役員、従業員、代理人、代表者、ライセンサー及びサプライヤーは、いかなる者又は法人に対しても、ここに記載する情報又は当該情報の使用若しくは使用が不可能であることに起因又は関連するあらゆる間接的、特別、二次的又は付随的な損失又は損害に対して、ムーディーズ又はその取締役、役員、従業員、代理人、代表者、ライセンサー若しくはサプライヤーのうちいずれかの側の過失によるもの(但し、詐欺、故意による違反行為、又は、疑義を避けるために付言すると法により排除し得ない、その他の種類の責任を除く)、あるいはそれらの者の支配力の範囲内外における偶発事象によるものである場合を含め、責任を負いません。

法律が許容する範囲において、ムーディーズ及びその取締役、役員、従業員、代理人、代表者、ライセンサー及びサプライヤーは、ここに記載する情報又は当該情報の使用若しくは使用が不可能であることに起因又は関連していかなる者又は法人に生じたいかなる直接的又は補償的損失又は損害に対しても、それらがムーディーズ又はその取締役、役員、従業員、代理人、代表者、ライセンサー若しくはサプライヤーのうちいずれかの側の過失によるもの(但し、詐欺、故意による違反行為、又は、疑義を避けるために付言すると法により排除し得ない、その他の種類の責任を除く)、あるいはそれらの者の支配力の範囲内外における偶発事象によるものである場合を含め、責任を負いません。

ここに記載される情報の一部を構成する格付、財務報告分析、予測及びその他の見解(もしあれば)は意見の表明であり、またそのようなものとしてのみ解釈されるべきものであり、これによって事実を表明し、又は証券の購入、売却若しくは保有を推奨するものではありません。ここに記載する情報の各利用者は、購入、保有又は売却を検討する各証券について、自ら研究・評価しなければなりません。

ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、(明示的、黙示的を問わず)いかなる保証も行いません。

Moody's Corporation(以下「MCO」といいます)が全額出資する信用格付会社である Moody's Investors Service, Inc.は、同社が格付を行っている負債証券(社債、地方債、債券、手形及びCPを含みます)及び優先株式の発行者の大部分が、Moody's Investors Service, Inc.が行う評価・格付サービスに対して、格付の付与に先立ち、1500ドルから約250万ドルの手数料を Moody's Investors Service, Inc.に支払うことに同意していることを、ここに開示します。また、MCO及びMISは、MISの格付及び格付過程の独立性を確保するための方針と手続を整備しています。MCOの取締役と格付対象会社との間、及び、MISから格付を付与され、かつMCOの株式の5%以上を保有していることをSECに公式に報告している会社間に存在し得る特定の利害関係に関する情報は、ムーディーズのウェブサイト www.moody.com 上に "Investor Relations-Corporate Governance-Director and Shareholder Affiliation Policy" という表題で毎年、掲載されます。

オーストラリア専用の追加条項: この文書のオーストラリアでの発行は、ムーディーズの関連会社である Moody's Investors Service Pty Limited ABN 61 003 399 657(オーストラリア金融サービス認可番号 336969)及び(又は)Moody's Analytics Australia Pty Ltd ABN 94 105 136 972(オーストラリア金融サービス認可番号 383569)(該当する者)のオーストラリア金融サービス認可に基づき行われます。この文書は2001年会社法761G条の定める意味における「ホールセール顧客」のみへの提供を意図したものです。オーストラリア国内からこの文書に継続的にアクセスした場合、貴殿は、ムーディーズに対して、貴殿が「ホールセール顧客」であるか又は「ホールセール顧客」の代表者としてこの文書にアクセスしていること、及び、貴殿又は貴殿が代表する法人が、直接又は間接に、この文書又はその内容を2001年会社法761G条の定める意味における「リテール顧客」に配布しないことを表明したことになります。ムーディーズの信用格付は、発行者の債務の信用力についての意見であり、発行者のエクイティ証券又はリテール投資家が取得可能なその他の形式の証券について意見を述べるものではありません。リテール投資家が、投資判断を行う際にムーディーズの信用格付及びムーディーズの刊行物を利用することは、慎重を欠き不適切です。もし、疑問がある場合には、ご自身のフィナンシャル・アドバイザーその他の専門家にご相談することを推奨します。

日本専用の追加条項: ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下、「MJJK」といいます。)は、ムーディーズ・グループ・ジャパン合同会社(MCOの完全子会社である Moody's Overseas Holdings Inc.の完全子会社)の完全子会社である信用格付会社です。また、ムーディーズ SF ジャパン株式会社(以下、「MSFJ」といいます。)は、MJJKの完全子会社である信用格付会社です。MSFJは、全米で認知された統計的格付機関(以下、「NRSRO」といいます。))ではありません。したがって、MSFJの信用格付は、NRSROではない者により付与された「NRSROではない信用格付」であり、それゆえ、MSFJの信用格付の対象となる債務は、米国法の下で一定の取扱を受けるための要件を満たしていません。MJJK及びMSFJは日本の金融庁に登録された信用格付業者であり、登録番号はそれぞれ金融庁長官(格付)第2号及び第3号です。

MJJK又はMSFJ(のうち該当する方)は、同社が格付を行っている負債証券(社債、地方債、債券、手形及びCPを含みます。)及び優先株式の発行者の大部分が、MJJK又はMSFJ(のうち該当する方)が行う評価・格付サービスに対して、格付の付与に先立ち、20万円から約3億5,000万円の手数料をMJJK又はMSFJ(のうち該当する方)に支払うことに同意していることを、ここに開示します。

MJJK及びMSFJは、日本の規制上の要請を満たすための方針と手続も整備しています。

BP53409